

## 「NPO等と行政の『協働契約(書)』の普及に向けて」

### ～市民優位の自治・協働政策～

今瀬 政司 ( (特活)市民活動情報センター 代表理事 )

(特活)日本NPOセンター主催『NPOと行政の対話フォーラム 09

分科会2「よりよい関係を仕掛ける「技」～互いに約す、実りある関係とは～」』

#### 1. 協働事業でネックとなる従来型の「委託契約(書)」等

(覚書、協定書、仕様書、企画書・実施計画書、経費内訳書・見積書、契約約款、等を含む)

(1) 従来型の「委託契約(書)」等(委託、請負、指定管理、等)に多く見られる特徴

(2) 従来型の「委託契約(書)」等が「協働」のネックとなっている例

#### 2. 「協働契約(書)」の開発・普及の取組経緯(市民活動情報センター)

<2001～03年度> NPO等と行政の「協働契約(書)」の研究開発、提言・提唱

<2004～06年度> 「委託契約(書)」等の全国レベルでの実態把握、「協働契約(書)」の検証・ニーズ把握

(契約書の実例収集、全国のNPO・行政アンケート、ヒアリング、文献調査等)

「協働契約(書)」等の改良開発、普及活動

<2007年度以降> 「協働契約(書)」等の普及活動

更なる改良開発に向けた自治・協働等のあり方の研究開発、提言・提唱

#### 3. NPO等と行政の「協働契約」システムの開発、提言・提唱

(1) 開発・提唱した「協働契約(書)」のあり方とひな型(今瀬提言2004年2月21日版)【添付】

(2) 「協働契約書」等が従来の委託契約書等と異なる主な点

#### 4. 全国における「委託契約(書)」等の現状と、「協働契約(書)」導入への動き

(1) 全国における「委託契約(書)」等の実態把握、「協働契約(書)」の検証・ニーズ把握【添付：論文】  
調査結果(概観)

- ・これまでの協働事業におけるNPO等と行政の関係は「対等」ではなく、「行政優位」が実情
- ・本当の意味での「協働」(「対等」等)の関係を目指す取組みがNPOと行政の双方で芽生えている
- ・「協働契約(書)」を評価する声が少なく、新たな契約システムを求めるニーズが高い

調査結果

行政からNPOへの委託契約事業(協働型・従来型)の実態

行政からNPOへの委託契約書(協働型・従来型)の基本的関係の実態

- ・協働型の委託契約書の指針となる雛型を持ち使っているか
- ・委託契約書における権利・権限ではNPO(受託者)と行政(委託者)はどのような関係にあると思うか
- ・委託契約書の締結で各条文・内容等の詳細な議論や相互確認を相手方と行うか

行政からNPOへの「委託契約書」の実態と「協働契約書」の検証

- ・権利(成果物等の著作権等)はNPOと行政のどちらに帰属すると定めているか
- ・NPOが行政に支払う契約保証金は定めているか
- ・委託契約料の支払はいつと定めているか
- ・委託契約書に定めのない細かい業務処理の方法(意思決定権)の定め方
- ・委託契約書の解釈で疑義が生じた場合の対処の定め方
- ・委託業務内容の変更権限はNPOと行政のどちらに定めているか

- ・契約の相手方や第三者への損害賠償の責任の定め方
  - ・契約の解除権や違約金徴収権はNPOと行政どちらに定めているか
  - ・受託者のNPOに守秘義務（業務上知り得た秘密の公表禁止）を定めているか
  - ・委託契約書の収支予算明細書（見積書）で定めている人件費の一日あたり単価
  - ・一般管理費の基準は直接経費（人件費と物品費の合計）の約何%と定めているか
  - ・事業の経緯や結果を「評価」する機会等で定めていることがあるか
  - ・事業成果をNPOと行政の両者が「次に生かすための方法」として定めていることがあるか
  - ・精算処理（請求）で必要と定めている証拠書類
- (2)「委託契約書」等の事例紹介（「協働型」導入の事例と、従来型の事例）
- 「協働」「対等性」の度合いが高い「委託契約書」等を新たに導入した事例
- ・上越市のNPO等と行政の「委託契約条項（協働版）」【添付】
- 従来型の「委託契約書」等の事例
- ・横浜市の「委託契約書（委託契約約款）」【添付】

## 5. 「委託契約(書)」「協働契約(書)」をめぐる主な論点課題（例示）

- (1)「委託契約(書)」等における意思決定権、権利・権限、責任等の関係
- ・「行政優位」、行政のみが意思決定権を持つことの適否
  - ・「協働」（対等性等）、「市民優位」、NPOも意思決定権を持つことの適否
- (2) 契約書等の内容・条項の作成における主導権
- ・行政のみが契約書等を作成することの適否
  - ・NPO側・行政側の双方が作成の主体性を持つことの適否
- (3) 行政の対NPO契約における経費の算出基準
- ・NPOの人件費単価が企業や公益法人等に比べて低いことの適否
  - ・一般管理費・間接経費の計上の適否

## 6. 市民優位の自治・協働政策に向けて

- ・現在の「行政優位」の委託契約システムに基づく政策（形成・運営）構造の限界・課題の克服
- ・「協働契約」システムによる市民の政策への「意思決定権」（権利・権限、義務・責任）の確立（我々一人ひとりの市民の意思を如何に政策に反映するか）
- ・ホンモノの「協働」関係を持った自治、ならびに公共サービス等のあり方
- ・現在の社会・経済の危機的状況におけるNPO等と行政の役割

### 主な参考資料

- ・(特活)市民活動情報センター ホームページ <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>
- ・今瀬政司「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告（データ編）」『市民権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』（特活)市民活動情報センター、2006年3月、2007年3月（文科省科研費研究）
- ・今瀬政司「市民権・地域主権の確立をめざして～市民権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民権・地域主権フォーラム開催資料』（特活)市民活動情報センター、2004年2月
- ・今瀬政司「市民優位の協働政策をめざして～「協働契約書」調査から～」月刊『地方自治職員研修 2007年1月号』公職研、2007年1月
- ・今瀬政司「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けて」『NPOと行政のパートナーシップは成り立つか！？～協働を形にする「事業協働契約」を考える～東京ボランティア・市民活動センター研究年報2005』東京ボランティア・市民活動センター、2006年9月
- ・「平成19年度 地方自治体とNPO等との協働推進に関する調査報告書」（発行(委託者)：総務省、調査編集協力(受託者)：市民活動情報センター、2008年3月)
- ・今瀬政司「市民権・地域主権の確立をめざして～市民優位の協働政策～」『市政研究No.143号』大阪市政調査会、2004年4月
- ・今瀬政司「『市民権』の確立をめざして」『生命の樹のある家』(財)たんぼの家、2003年
- ・今瀬政司「次代を担うNPOの可能性」『しま No.195』(財)日本離島センター、2003年9月

**「事業」に関する協働契約書**  
(NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「事業」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、事業主体として、「事業」(以下「協働業務」という。)を協働して実施するものとする。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)

第3条 契約料は、金 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、協働契約締結日から 年 月 日までとする。

(契約の内容の変更)

第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに帰する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解釈)

第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地  
組織名 某行政 代表者役職・名前

乙 所在地  
組織名 某NPO等 代表者役職・名前

「事業」仕様書

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール  
5. 実施方法(手法・体制) / 6. 事業費用(予算内訳) / 7. 事業成果

この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』  
(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

## NPOと行政の 「協働契約書」の開発普及に向けて

今 瀬 政 司

特定非営利活動法人市民活動情報センター 代表理事

### 1 行き詰る「NPOと行政の協働政策」

「協働」が行き詰っている。全国各地で流行りの政策として、NPOと行政の「協働政策」というものに取り組みむところが増え、社会的な役割・効果への期待の声はますます高まりを見せている。だが、その一方で、協働政策に取り組んだところでは、やり尽くした感が生まれ、目に見える具体的な成果が問われる段階に入り、また結果としては趣旨と逆方向の側面（マイナス面）も生まれるようになり、閉塞感が各地で漂い始めているのである。先進的な地域の行政やNPOの間で、特にそうした認識の声を多く耳にする。

そして、行政からNPOへの「委託契約事業」というものが、「協働」の一つの主要な形態だとして、各地で取り組みが増えている。いまま何故、「協働政策」に行き詰まり感が生まれてきているのか、筆者は（特活）市民活動情報センターにおいて、行政からNPOへの「委託契約事業」というものにおける「協働」の行き詰まりの要因を探り出し、それを克服する新たな方策を提示し、検証を試みた。本稿ではその取り組みを紹介したい。

【注】NPOと行政の「協働」について、筆者は、「互いの持ち味を活かし合

い、同じ目的に向かって手を携えて一緒に事業を行っていく、気付いたらそれは協働の形だった」といったものだと考えている。「協働」は協力形態としての「手段」でありながら、本質的には後になって気付く「結果」であるはずのものである。

### 2 協働事業でネットワークとなる従来型の「委託契約書」

行政からNPOに対して「協働事業」という名目で「委託契約事業」が行われることが増えているが、その協働の意義・あり方をあらためて整理すると、例えば、以下のようなことが挙げられる。①NPOは公益性・非営利性の高い存在であり、「市民のニーズ発掘」、「市民の社会貢献や自己実現の場の拡大」、「公共サービスの質的向上」などを図る特質を持っている。②NPOも行政もそれぞれ単独ではできない事業が多くあり、目的を共有化して、互いの持ち味を活かしあい、力を合わせていかねばならないことが増えている。③そのための方として、NPOと行政の「対等な関係」、あるいはさらに進んだ「市民優位の関係」の必要性が高まってきている。

だが、委託契約事業という形態でNPOと行政と一緒に協働事業を行っても、結果としては、協働の意義・あり方が反映された成果が現れているとは言えないことが多い。それは何故か。筆者は、これまでの実経験と調査研究からその大きな原因の一つとして、委託契約という事業におけるルールの問題があると考えている。つまり、事業のベースとなる「委託契約書」とその運用形態は従来からのままであり、NPOと行政の「協働」の意義・あり方を必ずしも反映するものになっ

ていないのである。従来の委託契約書では、事業主体は行政であり、NPOは事業を実施するが権利や主体性は限られ、下請けの立場である。NPOへの委託料に対する財・サービスの受益者は委託者としての行政であり、市

民は行政を通じて間接的にそのメリットを享受するような契約形態と  
なっている。そのため、事業の成果を十分に発揮できないことが少な  
くない。例えば、従来型の委託契約書が「協働」のネットワークとなっ  
てくる例としては、①NPOと行政が権利・権限等の面などから「対等」  
な関係になれない。②事業を進める際に受託者のNPOが意思決定権  
を持たない(委託者の行政が中心に持つ)ことから、NPO自身の持  
ち味を十分に発揮できない。③成果物等の権利(著作権等)が行政の  
みに帰属するようになっていたため、その成果をNPOとして今後の  
事業に十分に生かさない、などがある。

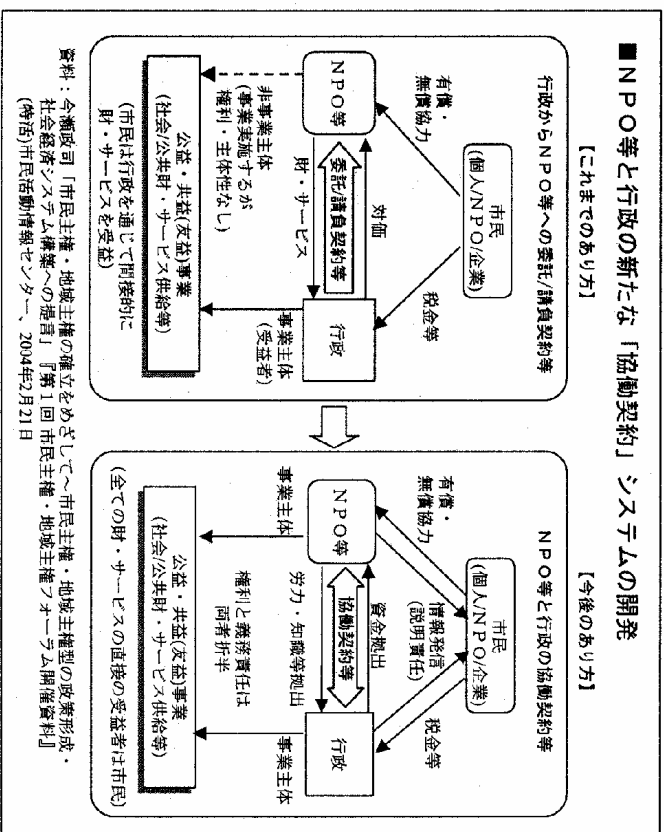
### 3 新たな協働契約システム「協働契約書」の開発・提唱

こうした従来型の委託契約書の形態を根本的な発想から見直すもの  
として、筆者は、2002年頃から本格的にNPOと行政の協働の意義・  
あり方を反映した契約システムを「協働契約」と名付けて研究開発し、  
実際の協働契約の事例づくりを摸索するとともに、その普及活動とし  
て「協働契約書」のひながたを各方面に提案してきている。

【参考】今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主  
権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民主権・  
地域主権フォーラム開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年  
2月

この「協働契約書」では、NPOと行政が「共に事業主体」となり、  
NPOが市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金から資金を拠  
出し、「権利と義務責任は折半する」という形での役割分担を図るよう  
にする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であ  
るとし、NPOと行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者  
として位置づけるのである。この協働契約書が従来の委託・請負契約

書等と異なる主な点は、甲乙を共に事業主体としている点、権利の帰  
属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無く  
し情報公開を原則としている点(個人情報保護は勿論別に必要)など  
である。



#### 4 委託契約書の実態把握と「協働契約書」の検証

筆者は、こうした協働型の契約システム「協働契約書」の開発と各方面への提唱活動を経て、行政からNPOへの協働事業における「委託契約書」について、全国レベルでの実態（現状・課題・ニーズ等）を調査するとともに、「協働契約書」の具体的な検証を行った。そして、更なる改良開発と具現化したものの普及を進めるために、様々な活動を展開している。

本稿の以下では、『市民主権・地域主権に基づく「市民優先」の協働政策』に関する研究』（今瀬政司（特活）市民活動情報センター）、文部科学省 科学研究費補助金研究、2005～06年度）の一環として行った、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果（速報版、2006年3月）を紹介したい。

【注】調査時期は2006年1月～2月。調査対象は全国のNPO法人（回答率2割強、回答数466件）と全国すべての市区町村・都道府県・府省庁局（同4割弱、878件）。本稿掲載の調査結果は速報ベースのため、多少の集計ミス・誤差等のある可能性がある。本調査では、NPOと行政それぞれから、①協働型の委託契約書の『指針』（雛型）による場合と、②指針とは別に各事業内容や事情によって『個別』の契約書で行われる場合、また、③今後の『希望』としてのあるべき姿の3つのケースを回答してもらった（①と②は現状、③は今後について聞いた）。

##### (1) 広く浸透してきた行政からNPOへの委託契約事業

行政からNPOへの委託契約事業は、かつて殆ど見られなかったが、1999年に始まった国の「緊急地域雇用特別交付金事業」がきっかけとなって急激な勢いで増えてきた。今回のアンケート調査結果では、NPOの約6割が行政からの委託実績を持つとし、行政の約5割がNPOへの委託実績を持つと回答している。そして、この委託契約事業が

**■「〇〇〇事業」に関する協働契約書**  
(NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「〇〇〇事業」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)  
第1条 甲と乙は、事業主体として、「〇〇〇事業」（以下「協働業務」という。）を協働して実施するものとする。

(処理の方法)  
第2条 乙は、別紙の仕様書により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)  
第3条 契約料は、金〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(契約期間)  
第4条 契約期間は、協働契約締結日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。

(契約内容の変更)  
第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)  
第6条 甲は、乙から請求書を受理した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)  
第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのおの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)  
第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)  
第9条 甲又は乙は、この書めに備する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)  
第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに備する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解除)  
第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇〇年〇月〇日

甲	所在地	〇〇〇〇〇〇	代表者役職・名前	〇〇〇 〇〇〇
	組織名	某行政		〇〇〇 〇〇〇
乙	所在地	〇〇〇〇〇〇	代表者役職・名前	〇〇〇 〇〇〇
	組織名	某NPO等		〇〇〇 〇〇〇

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール  
5. 実施方法（手法・体制） / 6. 事業費用（予算内訳） / 7. 事業成果

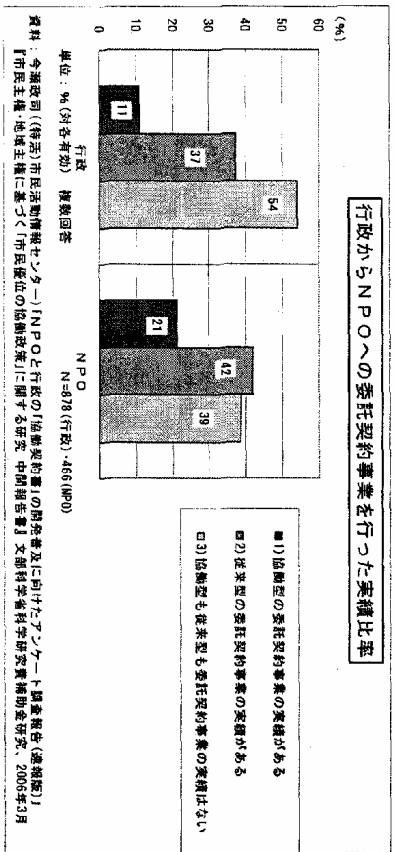
※この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等としている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点（「プライバシー侵害情報等は勿論別」など）である。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』  
(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

「協働型」の関係をめざすものと「従来型」の関係をとっているものを分けた場合に、その実績比率を見ると、NPO回答では、「協働型」対「従来型」が1対2の割合にあり、行政回答では、同1対3の割合にあった。

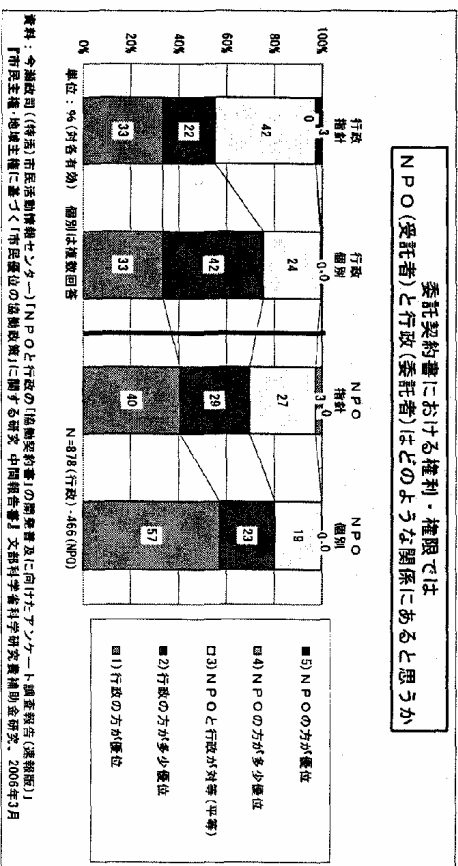
【注】ここでの「協働型」と「従来型」の区別は、回答者それぞれの考えによっている。

さらに、件数と金額ベースでは、NPOの行政受託実績で「協働型」は一団体当たりおよそ1.5件、530万円、「従来型」を含めると1.7件、820万円となっている。また、行政のNPO委託ではそれぞれ4.4件で1,900万円、7.9件で2,880万円となっている。こうしたことから、協働政策フレームとともに、今では、委託（受託）契約事業という需給関係がNPOと行政それぞれに広く浸透してきていることが分かる。



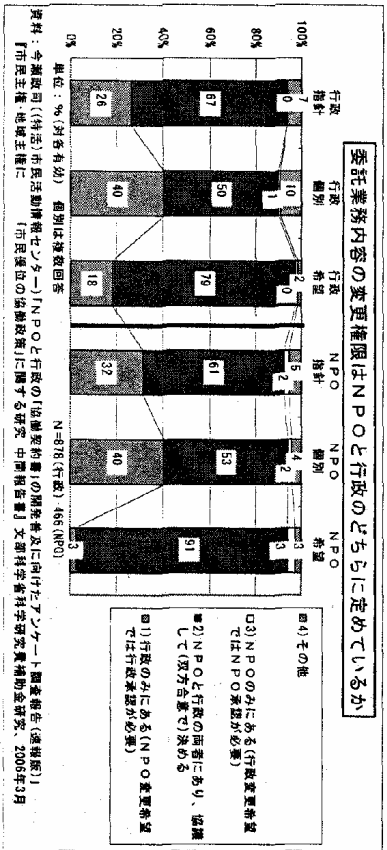
(2) 対等でない「行政優位」の協働政策の実態  
 「協働政策」としての委託契約事業の意義・あり方として、NPOと行政が「対等」な関係であることが一般に言われているが、その実態としては、アンケート調査結果から「行政優位」の関係が多いことが分かった。現在、「委託契約書」を交わしている行政からN

Poへの委託契約事業では、従来型のものも協働型のものも、「行政優位（多少優位を含む）」だとする回答が、NPO・行政ともに6～8割に上っている。NPOと行政が「対等」だとする回答は、2～3割と少ない（行政からの「指針」の回答では4割と若干高めだが）。また、「NPO優位」とする回答は殆どない。



(3) NPOが意思決定権を持たない業務遂行上の契約ルール  
 NPOの持ち味の一つに、先駆性を持ち、時代の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応できることがあると言われている。このNPOの持ち味を生かすには、NPOが行政から委託を受けて協働事業を展開する際に、その業務の内容を市民の諸事情に応じて柔軟に変更・改善していきけるような意思決定権をNPOが持つことが必要とされる。アンケート調査結果で見ると、業務内容の変更権限は、「行政のみにある」が3～4割に上り、個々の事例からも、NPOが意思決定権を持たないために、NPO自身の持ち味を十分に発揮できないケースのあることが実態として浮かび上がった。  
 ただその一方で、「NPOと行政の両者に権限があり、協議して合意

で決める」を希望とする回答は、行政で8割、NPOでは9割にも上っており、今後の改善には期待が持たれる。

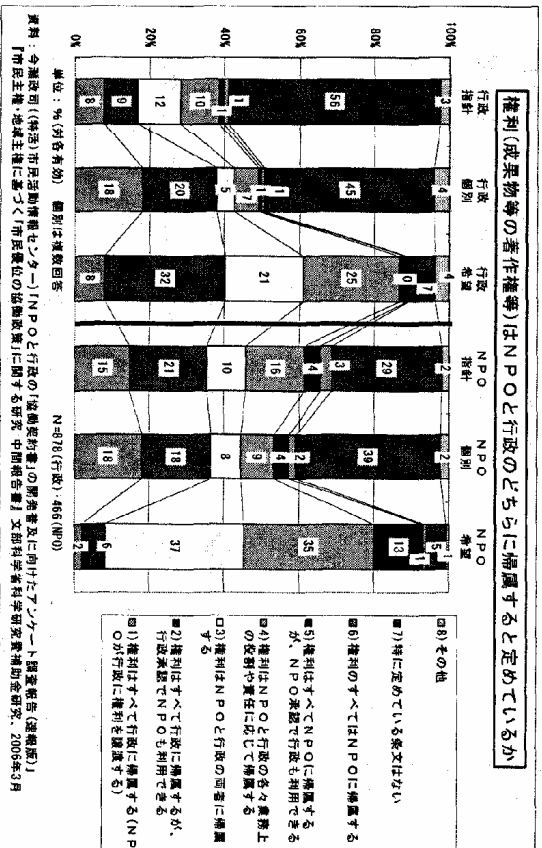


このように、「行政のみに権利が帰属する」という契約内容が多い傾向にあるという実態が浮かび上がった。そして、個々の事例からは、行政のみに権利が帰属するために、事業の成果をNPOがその後の事業展開に十分に生かせないケースのあることも分かった。

だが一方で、「NPOと行政の両者に帰属、各々役割・責任に忘れて帰属」については、「個別」案件に比べれば、協働型の委託契約書の「指針」案件で多めの傾向が見られた。個々の事例では、契約書に付随して「協定書」を結ぶなどして、双方に権利を帰属させる形態を模索するようなどころが増えてきていることも分かった。また、今後の「希望」としても、「両者に帰属、役割に応じて帰属」が、NPO回答で計7割、行政回答で5割に上り非常に多くなっている。今後はこのように、NPOにも権利が帰属するような方向への契約形態の見直しの動きが増えることを期待したい。

(4) NPOが成果物等の権利を持たないことによる今後の事業展開へのブレーキ

行政からNPOへの委託契約事業において「権利の帰属」(成果物等の著作権等)の問題が話題になることが増えており、それに伴うトラブルの事例も少なくない。アンケート調査結果では、「権利の帰属」について、「すべて行政に帰属(行政承認でNPO利用を含む)」は、NPO回答では「個別」「指針」案件ともに計4割に上り、行政回答でも「指針」案件は2割だが、「個別」案件では4割に上り多くなっている。「NPOと行政の両者に帰属、あるいは各々役割・責任に応じて帰属」は、NPO・行政回答ともに計1～3割弱にとどまり、「すべてNPOに帰属」は、僅か数%と少ない。また、「特に定めはない」は、NPO回答で3～4割、行政回答では5～6割と多いが、これは事業内容により権利関係があまり問題とならないこと他に、意識的に条文明記しない事例などによるものであり、その場合には、実態としての関係が結果的に権利の帰属先を左右していると見られる。



- (8) その他
- (1) 特に定めていない
- (2) 権利はすべて行政に帰属する
- (3) 権利はすべてNPOに帰属するが、NPO承認で行政も利用できる
- (4) 権利はNPOと行政の各々業務上の役割や責任に応じて帰属する
- (5) 権利はNPOと行政の両者に帰属する
- (6) 権利はすべて行政に帰属するが、行政承認でNPOも利用できる
- (7) 権利はすべて行政に帰属する(NPOが行政に権利を譲渡する)

本稿では、「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告(速報版)」のごく一部分をご紹介しますが、全般を通して浮かび上がったことは、①これまでの「NPOと行政の協働政策」におけるNPOと行政の関係は「対等」ではなく、「行政優位」が実情であること。②その一方で、本来の意味での「対等」な関係を目指す取り組みがNPOと行政の双方で芽生えていることである。そして、開発・提唱させて頂いている「協働契約書」の検証結果としては、総じて評価する声が少なくなく、新たな契約システムを求めるニーズの高いことがあらためて分かった。

現在進めている『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』では、このアンケート調査結果の詳細分析を含めて、多くの実例からさらに多角的な調査研究を行っている。今後それらの結果を踏まえて、新たな契約システム「協働契約書」の改良開発を行うとともに、更なる普及活動に努めていきたいと考えている。そして、本来の意味でのNPOと行政の協働政策が各地各分野において実現していくことを期待している。

### ■主な参考文献

※ (特活) 市民活動情報センターのホームページにも掲載。

<http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

- 今瀬政司 (特活) 市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告(速報版)」『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究 中間報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2006年3月
- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民

主権・地域主権フォーラム開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年2月

- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民優位の協働政策～」『市政研究No.143号』大阪市政調査会、2004年4月
- 今瀬政司「NPOと行政の協働政策ゲームの検証」『大阪NPO通信むすび』vol.58』(特活)大阪NPOセンター、2004年7・8月
- 今瀬政司「経済不況とNPO～緊急地域雇用特別交付金事業を巡って～」『大阪NPO通信むすび vol.27』(特活)大阪NPOセンター、1999年9月

資料：「平成 19 年度 地方自治体と N P O 等との協働推進に関する調査報告書」

( 発行(委託者)：総務省、調査編集協力(受託者)：市民活動情報センター、2008 年 3 月 ) より抜粋

( 報告書全文：(特活)市民活動情報センター ホームページ掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/> )

## ( 2 ) N P O 等と行政の対等な協働の仕組みづくり ~ 協働型の契約書 ~

### ( 要点 )

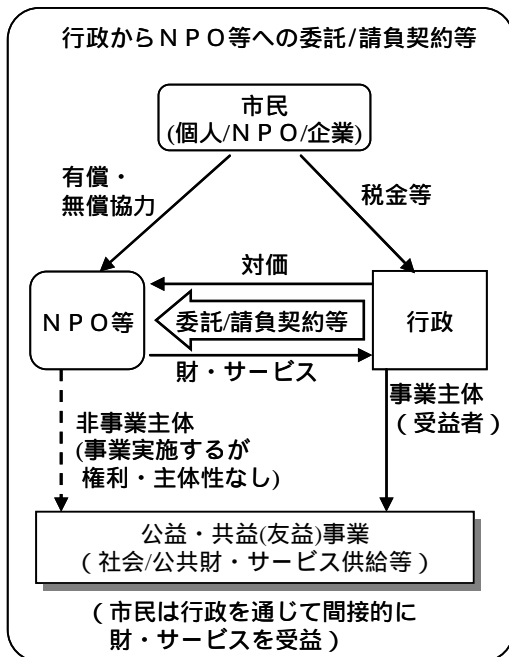
N P O 等と行政の協働事業の推進に向けて、各地の地方自治体において協働の指針や手引き ( マニュアル ) 等が策定され、「協働」の理念に沿った形で委託 ( 請負 ) ・補助・共催等の形態で協働事業が行われてきている。

一方、委託 ( 請負 ) 事業においては、N P O 等と行政が交わす契約書において、「委託事業を進める際の意思決定権を受託者の N P O が持たないことから、N P O 自身の持ち味を十分に発揮できない」、「成果物等の権利 ( 著作権等 ) を N P O 等が持たないため ( 行政帰属 ) 、その事業成果を N P O として次の活動・事業に十分に生かせない」、「N P O と行政が権利・権限等の面などから「対等」な関係になれない」などといったケースがあり、「協働」事業の理念 ( あり方 ) のベースとされている「対等性」が実態として確立できない状況が少なくない。

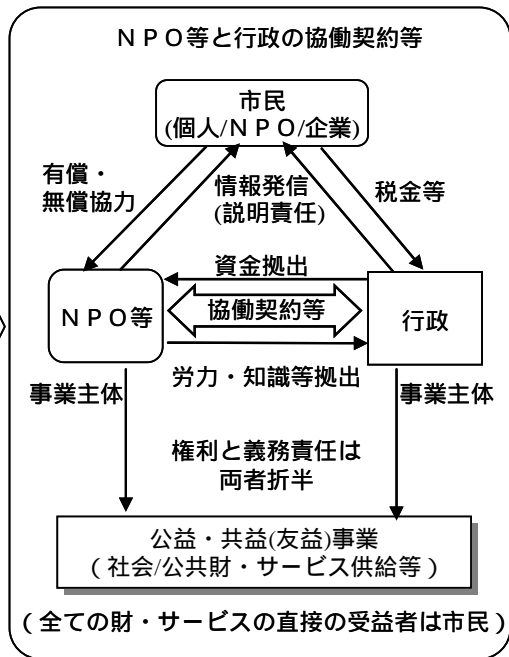
そのため、「協働」の理念を具体的な事業に反映する「実態づくり」のために、委託 ( 請負 ) の契約書においても、その新たな「仕組みづくり」に取り組む動きが各地で出てきている。そうした取り組みをさらに進めていくことが重要である。

### N P O 等と行政の新たな「協働契約」システムの開発

#### 【これまでのあり方】



#### 【今後のあり方】



資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第 1 回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』  
(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日、 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

## くびき野NPOサポートセンターがリードした

「NPOと上越市の協働の委託契約書検討会」による「委託契約条項（協働版）」

委託業務を行うに当たって、NPOの専門性やボランティアな関わりが評価されなかったり、事故や損害を被った場合の賠償について、NPO側の認識があいまいであったりと、課題が上がっていた。そこで、協働の理念である「対等性、自律性」等を加味した「委託契約書」をNPOから提案しようと、「NPOと上越市の協働の委託契約書検討会」がくびき野NPOサポートセンターの呼びかけで行われた。上越市企画政策課もオブザーバーとして加わり、平成18年3月から8月まで8回の検討会を開催。同年8月30日に市に対して、「委託契約条項（協働版）」を提言した。

この「委託契約条項（協働版）」は、上越市とNPO等との実際の契約事業で使用されるようになり、平成19年度には、4件で本契約条項を使用している。うち2件は、くびき野NPOサポートセンターの「ボランティア活動支援委託」（上越市NPO・ボランティアセンター運営事業）協働ハンドブック作成業務、あとの2件は、頸城区コミュニティ協議会の敬老会と高齢者スポーツ大会で使用されている。（ただし高齢者スポーツ大会は、新潟県中越沖地震が発生し中止となった。）

（協働版）

### 委託契約条項

（総則）

第1条 甲と乙は、この委託業務が背景とする課題を共有し、その課題解決に向け相互理解の下、連携して取り組むものであることを確認する。

2 乙は、この契約の定めるところにより頭書の委託業務を誠実に履行しなければならない。

（業務実施報告の義務）

第2条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務報告を行い、甲の確認を受けなければならない。

（事業の評価）

第3条 甲と乙は、前条に規定する完了確認終了の後、速やかにこの委託業務に関する事業評価を協議し、その結果を市民に公表するものとする。

（関係書類の備え付け）

第4条 乙は、委託業務の実施に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

（委託料の支払方法）

第5条 乙は、委託業務を実施し、甲の確認を受けたときは、甲の指定する方法により委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙から委託料の請求があったときには、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（成果の帰属）

第8条 原則として、委託業務の実施に伴って生じた成果に対する権利は、甲に帰属する。ただし、仕様書において別に定める場合はこの限りでない。

（損害賠償）

第9条 乙は、業務遂行に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の指示その他の甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が損害を賠償するものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(1) 乙が、正当な理由なくこの契約を履行しないとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。

(3) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を期限を定めて乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないときは、この契約を解除することができる。この場合において甲に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は業務履行分に相当する委託料を期限を定めて甲に請求することができる。

(委託業務の変更、中止等)

第12条 委託業務の内容を変更し、委託業務を中止し、又は打ち切りたいときは、甲、乙協議の上、決定し処理するものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(情報管理)

第13条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)の規定に基づき、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、本業務の経理に関する帳簿その他の書類等を甲が別に指示する年限保存するものとする。

(紛争の解決)

第14条 この契約について、甲と乙との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上決定し処理するものとする。

## 委託契約約款

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所をこ行うものとする。

### (内訳書及び工程表)

第2条 乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。（着手届出）

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

### (権利義務の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者

に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第31条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の譲渡等)

第5条 乙は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は

請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第8条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行の報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第11条 乙は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において甲の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 甲から乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品

名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

3 乙は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 甲は、乙から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 乙は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

11 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 乙は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、甲が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 甲は、前項の不適合が甲の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 乙は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 甲が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要が

あると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第19条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場

合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は第18条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第3項、第22条第4項、第23条ただし書又は第29条第3項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第21条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

- 4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第22条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると

認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第23条 契約の履行について生じた損害(第24条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第25条 甲は、第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第3項、第21条第1項若しくは第2項、第22条第4項、第23条又は第29条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計図書の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(中間検査)

第26条 乙は、契約の履行に関し、甲が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に立会いの上、甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

3 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第27条 乙は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

3 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第28条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(完了検査前の使用)

第29条 甲は、第27条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第30条 乙は、別に定めるところにより、前払金の支払を甲に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第31条 乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 乙は、第4項の規定による検査に合格したときは、甲に部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第32条 乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第33条 甲は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4 甲は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第34条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第28条又は第31条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第34条の2 乙は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第3条の規定に違反し、又は乙が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第48条第4項、第53条の3、第54条若しくは第54条の2第1項の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき(乙が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。)、又は同法第48条の2第1項の規定による課徴金納付命令がなされ、同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(2) 乙が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、

既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第37条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額(契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第35条の2 甲は、この契約に関して、乙が第34条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第36条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第35条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第38条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する契約代金額を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の場合において、第30条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相当する契約代金額から控除する。この場合において、乙は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を甲に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条及び 当該余剰金に、前払金の支  
第35条の2の規定に 払の日から返還の日までの  
基づくとき。 日数に応じ、年3.6パーセン  
トの割合で計算した額の利  
息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に 当該余剰額  
基づくとき。

3 乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除になった場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うこと

ができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条及び 甲が定める。

第35条の2の規定に  
基づくとき。

(2) 解除が前2条の規 乙が甲の意見を聴いて定める。  
定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(相殺)

第39条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第40条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。